

土木工事積算要領（一般土木編） の 改定・追加・訂正

ページ	積算要領	改定 追加 訂正	適用年月日(平成28年12月14日以降積算基準日適用)
要領・ 土木 4	<p>ロ 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第3位までとし、4位以下を四捨五入する。</p> <p>ハ 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</p> <p>ニ 現場管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</p> <p>ホ 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「表8 一般管理費等率表」及び表9、表10の一般管理費等率の補正で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。 なお、一般管理費等を計上しない場合には、工事価格の調整を行わない。</p>		
現行			
同上	<p>ロ 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第3位までとし、4位以下を四捨五入する。</p> <p>ハ 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</p> <p>ニ 現場管理費の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。</p> <p>ホ 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「表8 一般管理費等率表」及び表9、表10の一般管理費等率の補正で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。 なお、一般管理費等を計上しない場合には、工事価格の調整を行わない。</p>	<p><u>直接工事費の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。</u></p> <p><u>鋼橋製作（工場製作）の直接製作費の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。</u></p> <p><u>共通仮設費の合計金額（積上+率計上）は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。</u></p> <p><u>鋼橋製作（工場製作）の間接労務費の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。</u></p> <p><u>鋼橋製作（工場製作）の工場管理費の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。</u></p>	
改定			

土木工事積算要領（機械設備編） の 改定・追加・訂正

ページ	積算要領	改定	追加	訂正	適用年月日(平成28年12月14日以降積算基準日適用)
<p>要領・ 機械 38</p> <p>現行</p>	<p>14. 端数処理</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>(1) 間接労務費、工場管理費の金額は<u>1,000円</u>単位とし、<u>1,000円</u>未満は切り捨てる。</p> <p>(2) 共通仮設費の率計上の金額は<u>1,000円</u>単位とし、<u>1,000円</u>未満は切り捨てる。</p> <p>-----</p> <p>(3) 現場管理費、据付間接費の金額は<u>1,000円</u>単位とし、<u>1,000円</u>未満は切り捨てる。</p> <p>(4) 設計技術費の金額は<u>1,000円</u>単位とし、<u>1,000円</u>未満は切り捨てる。</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>				
<p>同上</p> <p>改定</p>	<p>14. 端数処理</p> <p><u>(1) 材料費、機器単体費、労務費、塗装費、直接経費を合計した直接製作費（製作工）の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。</u></p> <p><u>輸送費、材料費、労務費、塗装費、直接経費、仮設費を合計した直接工事費（据付工）の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。</u></p> <p>(2) 間接労務費、工場管理費の金額は<u>10,000円</u>単位とし、<u>10,000円</u>未満は切り捨てる。</p> <p>(3) 共通仮設費の率計上の金額は<u>1,000円</u>単位とし、<u>1,000円</u>未満は切り捨てる。</p> <p><u>共通仮設費の合計金額（積上+率計上）は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。</u></p> <p>(4) 現場管理費、据付間接費の金額は<u>10,000円</u>単位とし、<u>10,000円</u>未満は切り捨てる。</p> <p>(5) 設計技術費の金額は<u>10,000円</u>単位とし、<u>10,000円</u>未満は切り捨てる。</p> <p><u>(6) 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理等で行うものとし、「表-1.10 標準一般管理費等率表」及び表-1.11、表-1.12、表-1.13の一般管理費等率の補正で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。</u></p> <p><u>なお、一般管理費等を計上しない場合には、工事価格の調整を行わない。</u></p>				

- ロ 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第3位までとし、4位以下を四捨五入する。
 直接工事費の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。
 鋼橋製作（工場製作）の直接製作費の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。
- ハ 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 共通仮設費の合計金額（積上＋率計上）は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。
 鋼橋製作（工場製作）の間接労務費の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。
- ニ 現場管理費の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。
 鋼橋製作（工場製作）の工場管理費の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。
- ホ 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「表8 一般管理費等率表」及び表9、表10の一般管理費等率の補正で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。
 なお、一般管理費等を計上しない場合には、工事価格の調整を行わない。

(5) 注意事項

- 1) 歩掛の中で率計上となっている諸雑費について
 諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。
 計上にあたっては、所定の諸雑費率の上限とし、当該金額を超えない範囲で端数調整を行うものである。

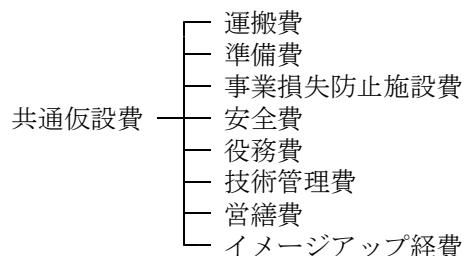
3-2 間接工事費

間接工事費は、直接工事費以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費により構成される。

3-2-1 共通仮設費

共通仮設費は、工事の施工において共通的に必要となる経費であり、具体的には、機械等の運搬費、準備や後片付け等に要する準備費、工事現場の安全対策に要する安全費、品質管理・出来形管理・工程管理に要する技術管理費、現場事務所等の営繕費、イメージアップ経費とする。

共通仮設費の構成及び積算は、次のとおりとする。



(1) 一般事項

1) 工種区分

共通仮設費は、「表1-1、1-2、1-3、1-4 工種区分表」の工種区分に従って算定する。

- イ 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定する。
- ロ 2種類以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用する。
 なお、主たる工種区分とは下記 2) 算定方法のイに定める対象額の大となる工種区分を示す。
- ハ 設計変更による工種区分の取扱いは次のとおりとする。
 「設計変更により金額が増減し、主たる工種区分に変更が生じた場合であっても、当初設計の工種区分とする。」 「設計図書等作成要領（請負工事編）」による。

表-6 機器管理費率

項目	対象機器単体費	1,400万円以下	1,400万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	機器管理費率算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
機器管理費率 [%]		18.22	42,380.2	-0.4711	5.21

機器管理費率算定式

① 機器管理費率

$$L = A \cdot E^b$$

ただし L : 機器管理費率 [%]
E : 対象額 (機器単体費の合計) [単位: 円]
A、b : 変数値

注) Lの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

② 機器管理費率の補正

種別	補正係数
機器製作及び据付調整を行う場合	1.0
機器製作のみを行う場合	0.5
機器を支給する場合	0.5
上記を複合した場合	補正係数算定式により算出された係数 (h)

・①で求めた機器管理費率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

補正係数算定式

$$h = \frac{Ea + (Eb + Ec) \times 0.5}{E}$$

ただし h : 補正係数
E : 対象額 (機器単体の合計) [単位: 円]
Ea : Eのうち機器製作及び据付調整を行う機器の機器単体費計 [単位: 円]
Eb : Eのうち機器製作のみを行う機器の機器単体費計 [単位: 円]
Ec : Eのうち支給する機器の機器単体費相当額計 [単位: 円]

(注) hの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

5. 一般管理費等

一般管理費等率は、「一般土木編 1. 土木請負工事工事費積算要領 3 請負工事費の費目3-3」による。

6. その他留意事項

(1) 端数処理

- イ 機器単体費の合計の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。
直接工事費の合計の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。
- ロ 技術者間接費、機器管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
機器間接費 (技術者間接費+機器管理費) の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。
- ハ 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「一般土木編 1. 土木請負工事工事費積算要領 3 請負工事費の費目3-3 『表8 一般管理費等率表』」及び表9、表10の一般管理費等率の補正で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。

なお、一般管理費等を計上しない場合には、工事価格の調整を行わない。

(2) 上記以外の間接費の取り扱いは、「一般土木編」による。

7. 契約保証に係る一般管理費等率の補正の取扱いについて

機器費の価格決定にあたり、契約保証費を含めた条件で行っていることから、一般管理費等率の補正の対象額からは、除外するものとする。

(見積により価格の決定を行う場合、その一般管理費等の中には契約保証費が含まれている)

14. 端数処理

- (1) 材料費、機器単体費、労務費、塗装費、直接経費を合計した直接製作費（製作工）の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。
輸送費、材料費、労務費、塗装費、直接経費、仮設費を合計した直接工事費（据付工）の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。
- (2) 間接労務費、工場管理費の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。
- (3) 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
共通仮設費の合計金額（積上＋率計上）は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。
- (4) 現場管理費、据付間接費の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。
- (5) 設計技術費の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。
- (6) 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「表-1・10 標準一般管理費等率表」及び表-1・11、表-1・12、表-1・13の一般管理費等率の補正で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。
なお、一般管理費等を計上しない場合には、工事価格の調整を行わない。

6 基準の解説

〔解〕 1. 製作原価

1-1 直接製作費

(1) 労務費

機械設備製作工の定義は、下記のとおりとする。

工場において機械設備の製作に従事する者で、機械設備の工場製作について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労働者。

- a. 原寸図の作成
- b. 原材料への野書き
- c. 原材料の切断
- d. 部材の溶接
- e. 部材の歪み等の矯正
- f. 旋盤、フライス盤等による部材の機械加工
- g. 部材及び製造物等の仕上げ加工
- h. 個々の部材等の組立及び仮組立（各種調整を含む）
- i. 電気部品の取付け、配線
- j. 各製作工程における段取り
- k. 各製作工程における雑役